

令和4年度

第7回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和4年10月5日(水) 午後1時30分～午後3時3分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(11月1日公告)の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

議案第5号 農地法等に基づく庄原市農業委員会の処分に係る審査基準の
一部改正について

議案第6号 庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之		○	19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢		○	21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	藤原 直人		○
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	坂口 登		○
				主任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也		○	出張所長	亀山 慎也		○
主任	仲田 順一	○		主任	光永 稔彦	○	

事務局長	<p>ただ今より、令和4年度第7回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は7番の入谷委員、9番森兼委員、22番の青才委員から欠席の届け出が出ておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それから三吉委員から遅参の報告を受けております。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。23番松長委員さん、24番名越委員さん、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>まず、事前送付の議案に訂正等がありますので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>事前送付分からの修正が1点ございます。</p> <p>議案第1号 受付番号42の譲受人契約後の予定耕作面積について、今回の申請面積と同じ面積を記載しておりましたが、福山市農業委員会が発行している耕作証明により今回申請面積と併せ、16,051㎡の誤りでした。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。</p> <p>受付番号34から42の9件について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。</p>
議長	<p>受付番号42について、もう少し詳しく話を聞かせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>受付番号42について、譲受人の母が要介護5ということで在宅介護をする必要があり、今のところは週2日庄原に来られる予定です。母の受け入れ先が決まれば庄原での生活</p>

<p>23 番松長委員</p>	<p>の時間を増やして農作業に従事していきたいと聞きっております。</p> <p>先月終わりに現地確認をいたしました。</p> <p>ちょっと荒れてはいるのですが福山から来られる方は向こうで農業経験が5、6年ということと、会社勤めされていたのですがやめて農業の方に本腰を入れてしようと思われたようです。</p> <p>一生懸命するとは聞いておりますが、要介護の母がいらっしゃるので大変とは思いますが。もしこちらに来られるなら一番に農地を手掛けていただいて、ネギを作る等本気でされるなら少しずつ手を加えながらそういう方向に持って行っていただきたいという話を推進委員さんと話しております。</p> <p>福山で作られている農地は家からちょっと遠いようですが、比和の土地は転入予定の家の周りになります。荒れてはいますが何とか頑張ってもらえるということでお話をいただいておりますので、頑張ってもらいたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>転入予定の家というのが申請地の周りにあるということですか。</p>
<p>23 番松長委員</p>	<p>はい、そうです。</p> <p>前所有者が5年ほど前に亡くなられて今の所有者である娘さんが相続されました。</p> <p>1年目に草刈りがされてなくお願いをして草刈りをしていただいたのですが、住まいが遠方で比和になかなか帰ってこれないということで草刈りが困難になっていました。</p> <p>転入されるなら草刈りを一番にして地域の皆さんに迷惑をかけないようにお願いしたい、という話をしております。</p> <p>申請者の母のデイケアのことがあるので売買が成立してもすぐ移住は難しいと思えます。福山には姉がいらっしゃって介護を手伝っていらっしゃるということも聞いております。</p> <p>本当に頑張ってもらいたいという気持ちがあるのなら少しずつでも頑張ってもらって、これから荒れていく農地が何とか再生できたらなと考えております。</p>
<p>事務局員 (比和出張所)</p>	<p>譲渡人のご実家が比和の方にあり、家屋敷、田、畑、山、原野を含めて一切を譲受人に譲りたいという話の中で農地の手続きとして今回の申請に至っております。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p>

	<p>「農地法第3条の規定による許可申請」について、受付番号 34 から 42 の9件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは受付番号 34 から 42 の9件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(11月1日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和4年9月期の申し出分については、「令和4年11月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定(一般分)が合計3件 15,975㎡となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定」について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号 15 から 18 の4件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号 15</p> <p>位置等：説明資料の4・5ページに記載</p> <p>転用事由：駐車場、資材置き場</p> <p>資金計画：全額自己資金</p>

	<p>他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み</p> <p>受付番号 16 位置等：説明資料の 4・6 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：一部自己資金、一部借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：第 1 種農地の不許可の例外(農地法施行規則第 33 条第 4 号)に該当</p> <p>受付番号 17 位置等：説明資料の 4・7 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：全額借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：第 1 種農地の不許可の例外(農地法施行規則第 33 条第 4 号)に該当</p> <p>受付番号 18 位置等：説明資料の 4・8 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：一部自己資金、一部借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み</p> <p>議長 以上で説明が終わりました。 ここで皆様の方から何かご質疑・ご意見等は何かございますか。</p> <p>16 番高坂委員 受付番号 17 について家族という説明で、譲渡人と譲受人の苗字が違いますが間違いはないですか。</p>
--	---

事務局員 (本庁)	譲受人は譲渡人の孫にあたりまして、苗字は違いますがご家族です。
議長	他にございせんか。 (なしという声)
17 番金本委員	受付番号 18 について、そんなに広い面積ではないのに持ち主が 3 名いるのは何か特別なところなのでしょうか。
事務局員 (本庁)	所有者が 1/3 ずつの共有となっております、恐らく相続を受けられるときに遺産分割協議で 1/3 ずつの持ち分にしようとして相続人が決められて登記されたのだと思われます。登記簿にこのとおり記載されておりますのでそのまま転記しております。
議長	受付番号 18 について、申請地の両脇に小さい田がありますが、これの現状はどんな感じですか。
事務局員 (本庁)	北側寄りの田については現在畑として耕作されております。南側の田については現在休耕中で非常に小さい区画の農地です。
議長	他にございせんか。 (なしという声)
議長	それでは、採決に移らせていただきます。 「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、受付番号 15 から 18 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございせんか。 (なしという声)
議長	受付番号 15 から 18 の 4 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号 26 から 30 の 5 件について、事務局から説明をお願いします。

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 26</p> <p>位置等：説明資料 4・9 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 50 年頃、父が生前、自宅近くの申請地に車庫を建て利用していた。</p> <p>現地確認：現地は木造の車庫が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：顛末書の添付あり。</p> <p>受付番号 27</p> <p>位置等：説明資料 4・10 ページに記載</p> <p>潰廃事由：567 番 1 と 567 番 2 については、平成 13 年に申請者の父が庭木を植え、宅地と一体的に庭として整理していた。568 番 1 については、昭和 62 年頃の農地の構造改善の際に農業用道路が伸びてきたが、その先の土地である申請地を宅地の進入路や車止め、車の回し場として埋め立てた。</p> <p>現地確認：現地は進入路については舗装されており、車止めや回し場は土砂で埋められており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：顛末書の添付あり。</p> <p>受付番号 28</p> <p>位置等：説明資料 4・11 ページに記載</p> <p>潰廃事由：相続登記を整理する中で、隣接する居宅の所有者が長年使用していたことが判明した。</p> <p>現地確認：現地は道路際に車庫があり山際は原野であり申請のとおり雑種地と判断し、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：実際の利用者家族にも聞き取りをおこない、車庫は 50 年前から建っており、大半の部分は 20 年前から耕作放棄しているとの確認。</p> <p>受付番号 29</p> <p>位置等：説明資料 4・12 ページに記載</p> <p>潰廃事由：両親が亡くなり約 20 年以上管理する者がおらず、相続をした申請者も広島市内に住居があり、遠方のため耕作することができず今に至る。</p> <p>現地確認：現地は申請地北側の住居が取り壊されて、その土地と併せて周辺が原野となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 30</p> <p>位置等：説明資料 13・14 ページに記載</p>

議長	<p>潰廃事由：平成7年頃に農機具等を収納するために建物を建築し現在に至る。 現地確認：現地は建物が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり。</p> <p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について受付番号26から30の5件を一括で採決をしたいと思いま す。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号26から30の5件について申請の通り証明することに賛成の委員の 挙手を求めます。 挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。</p>
議長	<p>続きまして議案第5号「農地法等に基づく庄原市農業委員会の処分に係る審査基準の一 部改正」について上程いたします。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下概要)</p> <p>農地法等に基づく庄原市農業委員会の処分に係る審査基準の一部を別紙のとおり変更し たいので意見を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、庄原市農業委員会が準用する広島県策定の「農地法関係事務 処理ガイドライン」が法令等に基づき文言追加整理をされたことに伴い、一部を改正しよ うとするためです。</p> <p>審査基準の改正の主な内容として3点ございます。</p> <p>1点目としては転用に係る一般基準の信用の部分について、3年3作以上の耕作の要件 が削除されました。</p> <p>2点目としては立地基準の農用区域内の部分について、イベント会場等としての一時的 利用についての詳しい記載が追加されました。</p> <p>3点目としては立地基準の第1種農地の部分について、農地の保全又は利用の促進のた めの農業用施設についての詳しい記載が追加されました。</p>

議長	何か皆様の方からご質問等ございますか。
24 番名越委員	改正の流れについてもう少し詳しい説明が欲しい。
事務局員 (本庁)	<p>行政処分につきましては各行政庁の方で審査基準を定めて公表しなければならないとされております。</p> <p>そのため、行政庁である農業委員会が審査にあたっての審査基準を定める必要があります。</p> <p>その審査基準の雛形として広島県が国の通知を元に策定した審査基準の指針を示しており、農業委員会独自では策定するのが難しいため、これまでも広島県が策定した農地法関係事務処理ガイドラインにより事務処理を進めてまいりました。</p> <p>今回、国の改正に伴って指針とされている広島県のガイドラインも一部が改正されました。そのため、庄原市農業委員会の審査基準として法に沿った形で改正していきたいと考えております。</p> <p>改正内容につきましては広島県のガイドラインと全く同じで、これを基準にして権利移動・転用の審査をしていきたいと考えております。</p>
議長	皆様から他に何かございますか。
3 番堀江委員	改正の中身は分かりましたので、今日承認したら今日から施行ということで帰ったらまたよく読みたいと思います。
議長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>議案第 5 号「農地法等に基づく庄原市農業委員会の処分に係る審査基準の一部改正」について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして議案第 6 号「庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意」について上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員	西城 3 地区に欠員が生じたことに伴い、公募を令和 4 年 8 月 19 日から 9 月 20 日まで募

(本庁)	集をした結果、推薦状況が0件、応募状況が1件でした。 (候補者の詳細について説明資料で説明)
議長	西城の委員さん何か付け加えることはありませんか。
10 番前田委員	役場に勤めておられまして退職されて農業に専従しておられます。 温厚で優秀な方だと思います。
議長	皆様の方から何かご質問等ございますか。 (なしという声)
議長	それでは、採決に移らせていただきます。 議案第6号「庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意」について、同意することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告です。 ・10月3日 会長・事務局長会議 ・4日 農地利用最適化優良事例現地研修会 について報告を行った。
議長	皆様の方から何かございますか。
金本委員	女性農業者と農業委員の意見交換会 について報告を行った。
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
係長	(その他事項について資料にて説明) ・第5回役員会 ・農地と登記の無料相談会 ・人・農地など関連施策の見直しに関する説明会 ・活動記録簿

議長	<p>・今後の主な日程 について報告を行った。</p> <p>皆様の方から何かございませんか。</p>
三吉委員	<p>広島県の最低賃金が変わったはずなので、確認してもらいたい。</p>
議長	<p>広島県の最低賃金が930円になったようです。 農作業賃金は広島県の最低賃金に従うような形にしておりますので、その点よろしくお 願いいたします。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第7回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時3分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和4年10月5日

議長
(道下 和子) _____

23番委員
(松長 百合子) _____

24番委員
(名越 光紀) _____